

議案第64号

区域外における公の施設の設置及び利用に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項及び第2項の規定により、下記のとおり大和郡山市と協議の上、大和郡山市公共下水道施設を本市行政区域内に設置し、本市公共下水道施設を大和郡山市住民に使用させることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月9日提出

天理市長 南 佳 策

記

1 大和郡山市住民の使用に供させる下水道施設の敷設位置

天理市南六条町123番2先

2 流入区域

大和郡山市八条町396番1 外7筆の一部

3 流入区域見取図

別紙のとおり

4 経費の負担

天理市公共下水道施設の維持管理等に要する経費の負担については、その都度協議する。

5 使用条件

使用料は、大和郡山市の条例の定めるところによる。